

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（令和4年条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手続)

第2条 条例第7条に規定する事前協議を行おうとする事業者は、条例第11条第1項の規定による届出を提出する日の30日前までに、事前協議書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の事前協議書には、第6条第1項に規定する書類を添付するものとする。ただし、当該事前協議に係る事業計画の内容により、その必要がないと認められるときは、これらの書類又は当該書類の明示すべき事項の一部を省略することができる。

(抑制区域)

第3条 条例第8条第1項の規定により抑制区域として指定する区域は、別表に掲げる区域とする。

(同意等)

第4条 市長は、条例第11条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、入間市太陽光発電事業に対する同意書（様式第2号）又は入間市太陽光発電事業に対する不同意書（様式第3号）を当該事業者に交付するものとする。

(説明会の報告)

第5条 条例第10条第3項の規定による報告については、地域住民等説明会実施報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して行うものとし、説明会が完了した日から起算して7日以内にこれを市長に提出しなければならない。

- (1) 説明会等で使用した資料の写し
- (2) 出席者名簿の写し
- (3) 会議録

(届出等)

第6条 条例第11条第1項の規定による届出は、入間市太陽光発電事業届出書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 申請事業者概要書（様式第 6 号）
 - (2) 確約書（様式第 7 号）
 - (3) 事業計画書（様式第 8 号）
 - (4) 事業区域等状況調書（様式第 9 号）
 - (5) 事業実施同意書（様式第 10 号）
 - (6) 位置図
 - (7) 案内図
 - (8) 太陽光発電設備の施工図
 - (9) 排水計画平面図
 - (10) 造成計画平面図
 - (11) 地籍図（字図）
 - (12) 事業区域の土地の登記事項証明書
 - (13) 他法令による許認可を受けている場合はその写し
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 条例第 11 条第 2 項の規定による変更の届出は、入間市太陽光発電事業変更届出書（様式第 11 号）により行うものとする。この場合において、事業者は、変更届の内容を地域住民等に周知しなければならない。
- 3 条例第 11 条第 3 項の規定による設置工事完了の届出は、入間市太陽光発電設備設置工事完了届出書（様式第 12 号）により行うものとする。
- 4 条例第 11 条第 4 項の規定による運転開始の届出は、入間市太陽光発電設備運転開始届出書（様式第 13 号）により行うものとする。
- 5 条例第 11 条第 5 項の規定による事業承継の届出は、入間市太陽光発電事業承継届出書（様式第 14 号）により行うものとする。
- 6 条例第 11 条第 6 項の規定による事業廃止の届出は、入間市太陽光発電事業廃止届出書（様式第 15 号）により行うものとする。
- 7 条例第 11 条第 7 項の規定による設備の撤去及び処分完了の届出は、入間市太陽光発電設備撤去及び処分完了届出書（様式第 16 号）により行うものとする。
- 8 前各項の規定による届出は、それぞれ正副 2 通を提出することにより行うものとする。
(遵守事項)

第7条 条例第12条に規定する遵守事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の構造は、発電用太陽電池設備に関する技術基準を定める省令（令和3年経済産業省令第29号）及び電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）に定める技術基準に適合すること。また、太陽電池モジュールは、低明度又は低彩度かつ低反射のものとし、反射光の対策を講じること。
- (2) 隣地境界の立木は極力残し、伐採する場合は隣地境界周辺に植栽を行い、太陽光発電設備を外部から見えにくくすること。
- (3) 事業区域において、木竹の伐採、切土、盛土、埋土その他の造成工事を行う場合は、必要最低限の範囲であること。また、造成については、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に定める技術基準に適合したものであること。
- (4) 雨水流出抑制施設の容量の算定方法は、原則として埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成18年埼玉県条例第20号）に規定する許可申請・届出に用いる方法を準用して算定することとし、他の方法による場合は、計算根拠を添付すること。
- (5) 雨水等による土砂又は汚泥の流出を防止するために、沈砂池等の施設を適切に設置管理すること。また、災害発生時等に、事業区域外への影響を最小限にとどめるよう適切に対応すること。
- (6) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業区域内に事業者の名称及び連絡先、事業内容（工事内容）を記した看板を設置すること。また、災害発生時等に速やかな対応がとれるよう、緊急連絡体制を整備すること。
- (7) 関係者以外の者（動物を含む。）が事業区域内に容易に立ち入ることができないよう、柵又は塀を設置すること。
- (8) パワーコンディショナー等からの騒音、振動等やパネルの反射光により周辺的生活環境に支障を生じさせないよう、事業区域境界からの後退や植栽等の遮蔽物の設置等必要な措置を講じること。
- (9) 太陽光発電事業に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
- (10) 太陽光発電事業を譲渡する場合は、把握している、又は予想されうる管理運営及び廃止等の条件について、責任をもって承継した者に引き継ぐこと。
- (11) 太陽光発電設備の設置工事の際は、建設機械の使用、車両の通行等に伴う砂、ほこり

等の飛散、大気汚染、水質汚濁、騒音及び振動の防止について対策を行うこと。

(報告)

第8条 条例第13条第1項の規定による報告は、人間市太陽光発電設備稼働状況等報告書(様式第17号)によるものとする。

(身分証明書)

第9条 条例第15条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書(様式第18号)によるものとする。

(指導、助言又は勧告)

第10条 条例第16条第1項の規定による指導又は助言は、指導・助言通知書(様式第19号)によるものとする。

2 条例第16条第2項の規定による勧告は、勧告書(様式第20号)によるものとする。

3 条例第16条第3項の規定による指導、助言又は勧告に対する是正内容の報告は、事業是正報告書(様式第21号)によるものとする。

(公表)

第11条 条例第17条第1項の規定による公表は、人間市公告式条例(昭和31年条例第3号)に定める掲示場における掲示その他適当と認められる方法により行うものとする。

(意見を述べる機会等)

第12条 条例第17条第2項に規定する意見を述べる機会の通知は、意見を述べる機会の付与通知書(様式第22号)によるものとし、弁明については、公表に関する意見書(様式第23号)によるものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

抑制区域

区域の名称等	根拠法令等
近郊緑地保全区域	首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）
県立自然公園の特別地域及び普通地域	埼玉県立自然公園条例（昭和33年埼玉県条例第15号）
入間農業振興地域整備計画で定めるA地区	入間農業振興地域整備計画（昭和48年度）
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）、埼玉県砂防指定地管理条例（平成15年埼玉県条例第45号）
鳥獣保護区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
洪水浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）
土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）
国宝・重要文化財、重要有形民俗文化財、登録文化財、特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）
県指定有形文化財、県指定有形民俗文化財、県指定史跡名勝天然記念物及び県指定旧跡（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	埼玉県文化財保護条例（昭和30年埼玉県条例第46号）
市指定文化財（建造物と一体をなしてその価値を形成している土地を含む。）の指定地	入間市文化財保護条例（昭和37年条例第3号）

様式第1号（第2条関係）

事前協議書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第2条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
事業区域の面積及び現況地目	事業区域の面積 m^2 （ <input type="checkbox"/> 実測 <input type="checkbox"/> 公簿） 現況地目 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 田 <input type="checkbox"/> 畑 <input type="checkbox"/> 山林 <input type="checkbox"/> その他（ ）
土地の形状変更面積及び体積	伐採面積 m^2 切土面積 m^2 切土体積 m^3 盛土面積 m^2 盛土体積 m^3 埋土面積 m^2 埋土体積 m^3
発電出力	k W
事業者	住所 氏名 （法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
着工予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
参考資料	入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第6条第1項に規定する書類

様式第2号（第4条関係）

入間市太陽光発電事業に対する同意書

第 号
年 月 日

様

入間市長



年 月 日付で届出のあった太陽光発電事業について、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり同意します。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの面積	m ²
発電出力	kW
意見等	

様式第3号（第4条関係）

入間市太陽光発電事業に対する不同意書

第 号
年 月 日

様

入間市長



年 月 日付けで届出のあった太陽光発電事業について、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第9条の規定により、下記のとおり同意しません。

記

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
太陽電池モジュールの面積	m ²
発電出力	kW
同意しない理由	

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号（第5条関係）

地域住民等説明会実施報告書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

下記のとおり地域住民等説明会を開催したので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
説明会実施日時	年 月 日 : ~ :
説明会実施場所	
説明会周知方法	
説明者	
出席者の状況	地域住民等: 名 主催者: 名

※ 添付書類 ①説明会等で使用した資料の写し

②出席者名簿の写し

③会議録（発言の概要、近隣住民等から出された要望、意見等及びその対応内容等）

様式第5号（第6条関係）

入間市太陽光発電事業届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

下記のとおり太陽光発電設備を設置することについて、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第1項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
事業者	住所 氏名 （法人にあっては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
工事期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
稼働開始予定日	年 月 日
添付書類	入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例施行規則第6条第1項に規定する書類

※ 太陽光発電設備の設置工事に着手する日の60日前までに届け出ること。

様式第6号（第6条関係）

申請事業者概要書

(1) 申請者に関する事項			
(フリガナ) 名 称			(フリガナ) 代 表 者 名
所 在 地	〒		
電 話 番 号			F A X 番 号
連 絡 担 当 者	部署・ 役職名		(フリガナ) 氏 名
電 話 番 号			E-m a i l
HP URL			
(2) 営業所一覧 ※欄が足りない場合は、適宜追加してください。			
①営業所名			
所 在 地	〒		電話番号
			F A X 番 号
②営業所名			
所 在 地	〒		電話番号
			F A X 番 号
(3) 事業の種類	<input type="checkbox"/> 設備の施工 <input type="checkbox"/> 設備の運転 <input type="checkbox"/> 設備の施工及び運転の両方		
(4) 太陽光発電事業に関する事業実績（FIT制度開始（2012年）以降で、出力10kW以上の設備について記入） ※欄が足りない場合は、適宜追加してください。			

※ 添付書類

- ①法人の事業概要を確認できる書類（パンフレット等）
- ②個人にあっては住民票（本籍（外国人にあっては国籍）が記載され、かつ、発行日から3か月以内のもの）
- ③法人にあっては登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの）及び役員一覧表
- ④事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有することを証する書類

様式第7号（第6条関係）

確約書

入間市において太陽光発電事業を実施するに当たり、下記の事項を遵守し、適切に管理していくことを確約します。

記

- 1 太陽光発電事業を行うために必要となる関係法令及び入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例の規定を遵守し、事業を実施することを確約します。
- 2 災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に十分配慮するものとし、地域住民等の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めます。
- 3 太陽光発電設備が不全な状態とならないように適正に維持管理します。
- 4 太陽光発電事業を廃止する際には、事業者の負担と責任において、太陽光発電設備の全てを撤去し、適正に処分します。
- 5 太陽光発電事業の譲渡又は合併若しくは分割がある場合、当該確約を責任もって承継します。
- 6 事業者及びその従事者は、暴力団員ではなく、暴力団員との関係を有していません。

以上

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住 所

（主たる事務所の所在地）

氏 名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

様式第8号（第6条関係）

事業計画書

事業者	住所	
	氏名	連絡先
設計者	住所	
	氏名	連絡先
工事施工者	住所	
	氏名	連絡先
事業者代理人	住所	
	氏名	連絡先
事業区域の所在地		

1 設備計画

事業区域の面積		m ²
発電出力		kW
太陽光モジュールの面積		m ²
基礎構造	コンクリート基礎	m ² ・本
	直接基礎	m ² ・本
	その他	m ² ・本
パワーコンディショナーの出力及び設置台数	kW	台
	kW	台
管理棟の有無	有（床面積 m ² ）	・ 無

2 接道計画（主たる道路）

東側 西側	国道	に	m	接道
	県道	に	m	接道
	市道	に	m	接道
南側 北側	農道	に	m	接道
	その他道路	に	m	接道

3 安全施設

防 犯 灯	基
防 護 柵 (高 さ)	m
消 防 施 設	
そ の 他	

4 雨水排水処理計画

集 排 水 路	(使用資材・延長)
調 整 池	(構造・貯留量)
浸 透 施 設	(構造・貯留量)

5 緑化計画

空地の緑化方法：	で	m ³
法面の緑化方法：	で	m ³

6 木竹伐採計画

伐 採 面 積	m ²
伐 採 届 出	年 月 日付 届出済
除 根	有 ・ 無
伐 採 木 竹 処 分 方 法	場外搬出处分： m ² その他 ()

7 造成計画

切土量：	m ³	盛土量：	m ³	埋土量：	m ³
残土処理量 (搬入)：					m ³
(搬出)：					m ³
法面整形の面積	切土法面：	m ²	盛土法面：		m ²

8 関係法令

--

事業区域等状況調書

年 月 日

(宛先) 入間市長

事業者 住所
 (主たる事務所の所在地)
 氏名
 (名称及び代表者氏名)
 連絡先

1 事業区域内

事業区域の所在地	
事業区域の面積	m ²
事業区域の現況 (地目・用途地域)	
うち森林	有・無
うち農地	有・無 (田、畑、樹園地、採草地、耕作放棄地)
湧 水	有・無 利用状況 ()
井 戸	有・無 利用状況 ()
温 泉 源	有・無 利用状況 ()

2 事業区域周辺

事業区域周辺の森林	有・無
事業区域周辺の農地	有・無 (田、畑、樹園地、採草地、耕作放棄地)

事業実施同意書

年 月 日

(宛先) 入間市長

権利者 住所

氏名

実印

(名称及び代表者名)

私が権利を有する次の土地及び工作物等について行われる下記事業の実施に同意します。

権利を有する土地及び工作物等

所在地	地籍		土地・工作物等の別	権利の種類
	登記	現況		

記

事業名称	
事業者 (名称及び住所)	
事業区域の所在地	入間市
事業区域の面積	m ²

※ 添付書類

- ①印鑑登録証明書（発行日から3か月以内のもの）
- ②「土地・工作物等の別」の欄には、権利を有するものを「土地」又は「工作物等」から選択して記入してください。
- ③「権利の種類」の欄には、次に掲げる事項について、該当する権利の種類のうちいずれかを記入してください。

土地 所有権、永小作権、地上権、賃借権、質権、抵当権、先取特権、差押等保全処分
 工作物等 所有権、賃借権、質権、抵当権、先取特権、差押等保全処分

様式第 1 1 号 (第 6 条関係)

入間市太陽光発電事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 入間市長

事業者 住所
(主たる事務所の所在地)
氏名
(名称及び代表者氏名)
連絡先

下記のとおり太陽光発電事業の事業計画を変更するので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第 1 1 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所	入間市	
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更の理由		
変更の年月日	年 月 日	

※ 発電設備の名称又は設置場所を変更する場合にあっては、変更前の名称及び場所を記載すること。

※ 設置者の住所・氏名、発電設備の名称、設置場所、事業区域の面積、発電出力又は発電事業者の住所・氏名（法人代表者の氏名を除く）を変更する場合にあってはその内容を記載すること。

※ 添付書類 ①事業区域の位置図、②関係機関との協議状況を確認できる書類、③その他変更の内容に必要な資料

※ 事業計画を変更する日の 3 0 日前までに届け出ること。

様式第12号（第6条関係）

入間市太陽光発電設備設置工事完了届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

下記のとおり太陽光発電設備の設置工事が完了したので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第3項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
事業区域の面積	m ²
発電出力	kW
設置工事完了年月日	年 月 日
運転開始予定年月日	年 月 日
発電事業者	住所 氏名 （法人にあつては主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名） 電話番号

※ 竣工図及び写真等の設置工事が完了したことが確認できる資料を添付し、設置工事が完了した日から起算して10日以内に届け出ること。

様式第13号（第6条関係）

入間市太陽光発電設備運転開始届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所
（主たる事務所の所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）
連絡先

下記のとおり太陽光発電設備の運転を開始するので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第4項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所		入間市
事業区域の面積		m ²
事業者	住所（所在地）	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	担当者 （連絡先）	
発電設備概要		
運転開始予定年月日		年 月 日

※ 添付書類 関係法令の検査済証（完了届）の写し

※ 太陽光発電設備の運転開始の30日前までに届け出ること。

様式第14号（第6条関係）

入間市太陽光発電事業承継届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

下記のとおり太陽光発電事業を承継したので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第5項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所	入間市	
届出の内容	届出前	
	届出後	
承継の年月日	年 月 日	

※ 添付書類 承継した事実を証する書類

※ 太陽光発電事業を承継した日から起算して10日以内に届け出ること。

様式第15号（第6条関係）

入間市太陽光発電事業廃止届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所
（主たる事務所の所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）
連絡先

下記のとおり太陽光発電事業を廃止したので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第6項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所	入間市	
事業区域の面積	m ²	
事業者	住所（所在地）	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	担当者 （連絡先）	
発電設備概要		
事業廃止年月日	年 月 日	

※ 添付書類 ①事業廃止時の事業区域の現況写真

②その他市長が必要と認める書類

※ 太陽光発電事業を廃止したときは、廃止日から起算して30日以内に届け出ること。

様式第16号（第6条関係）

入間市太陽光発電設備撤去及び処分完了届出書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所
（主たる事務所の所在地）
氏名
（名称及び代表者氏名）
連絡先

下記のとおり太陽光発電設備の撤去及び処分が完了したので、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第11条第7項の規定により、関係書類を添えて届け出ます。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所	入間市	
事業区域の面積	m ²	
事業者	住所（所在地）	
	商号又は名称	
	代表者氏名	
	担当者 （連絡先）	
発電設備概要		
撤去処分完了年月日	年 月 日	

- ※ 添付書類 ①撤去作業時の撤去前、撤去中及び撤去後の状況を確認できる写真
②その他市長が必要と認める書類

※ 撤去及び処分が完了したときは、完了日から起算して30日以内に届け出ること。

様式第17号（第8条関係）

入間市太陽光発電設備稼働状況等報告書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所
 （主たる事務所の所在地）
 氏名
 （名称及び代表者氏名）
 連絡先

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

発電設備の名称		
発電設備設置場所	入間市	
報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで	
稼働状況	発電量 Kwh	売電量 Kwh
	売電金額 円	
保守点検の状況	点検頻度： 点検方法： 自主点検 ・ 外部委託 （外部委託の場合） 委託事業者名： 委託事業者連絡先：	
維持管理に要した費用	土地等賃借料： 円	（概要、内訳等）
	修繕費： 円	（概要、内訳等）
	保守点検費： 円	（概要、内訳等）
	保険料： 円	（概要、内訳等）
	その他： 円	（概要、内訳等）
撤去及び処分に要する費用の確保の状況	撤去及び処分費用想定額：	円
	積立て開始時期：	年 月 日
	積立て終了（予定）時期：	年 月 日
	年度分：	円
	累計金額：	円

※ 保守点検の状況については、別表保守点検結果を添付すること。

※ 撤去及び処分に要する費用の確保の状況については、金額を確認できる書類を添付すること。

別表

保守点検結果

点検箇所	点検項目	点検結果	備考 (不適内容等)
太陽電池モジュール	表面に破損がないか。	適/不適	
	フレームに破損及び著しい変形がないか。	適/不適	
接続箱・集電箱	外箱に腐食及び著しい破損がないか。	適/不適	
パワーコンディショナー	外箱に腐食及び著しい破損がないか。	適/不適	
	外部配線（接続ケーブル）が損傷していないか。	適/不適	
	電線管が破損していないか。	適/不適	
	通気孔をふさいでいないか。	適/不適	
	異常音や異臭はないか。	適/不適	
	表示部に異常表示が出ていないか。	適/不適	
ケーブル・配電線管	腐食及び著しい破損はないか。	適/不適	
架台・基礎の状態	腐食及び著しい破損はないか。	適/不適	
	土壌に著しい浸食は生じていないか。	適/不適	
	地盤は沈下していないか。	適/不適	
事業区域の状態	地盤の崩壊はないか。	適/不適	
	土砂崩れは起きていないか。	適/不適	
	パネル設置地盤の被覆の状態は良好か。	適/不適	
	パネル設置地盤に有害な浸食は発生していないか。	適/不適	
	外部への土砂流出はないか。	適/不適	
	擁壁に有害な変状が発生していないか。	適/不適	
	排水側溝は閉塞していないか。 清掃を実施しているか。	適/不適	
	柵屏等は損壊していないか。	適/不適	
	調整池を設置している場合、計画洪水調整容量を確保しているか。	適/不適	
	調整池に土砂が堆積している場合、定期的に除去しているか。	適/不適	
その他特記事項			

様式第18号（第9条関係）

（表）

身分証明書	
写 真	所 属
	職・氏名
	生年月日
上記の者は、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第15条の規定により、立入調査をすることができる者であることを証明する。	
年 月 日発行	
有効期限 年 月 日	
入間市長 印	

6 cm

8 cm

（裏）

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例（抜粋）

第1条（目的）

この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理、撤去等に関し必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、良好な環境及び景観の保全に寄与することを目的とする。

第15条（報告及び立入調査）

市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

様式第19号（第10条関係）

指導・助言通知書

第 号
年 月 日

様

入間市長



入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第16条の規定により、下記のとおり通知します。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
指導又は助言の内容	

様式第20号（第10条関係）

勧告書

第 号
年 月 日

様

入間市長



入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第16条の規定により、下記のとおり措置を講じるよう勧告します。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
措置期限	年 月 日
勧告事項	

様式第21号（第10条関係）

事業是正報告書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第16条の規定による指導、助言又は勧告に対し、下記のとおり是正しましたのでその内容を報告します。

記

発電設備の名称	
発電設備設置場所	入間市
措置内容	

- ※ 添付書類 ①是正後の事業地現況写真
②是正内容の状況を説明できる書類
③その他市長が必要と認める書類

様式第22号（第12条関係）

意見を述べる機会の付与通知書

年 月 日

様

入間市長



あなたが行っている下記記載の事業については、年 月 日付け 第 号の勧告書をもって必要な措置を勧告しましたが、未だに改善が認められないことから、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第17条の規定により、その事実を公表する予定です。つきましては、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、意見書の提出期限までに提出されない場合は、下記の事項を公表します。

記

1 公表の原因となる事実

2 公表を予定する事項

氏名及び住所（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）	
発電設備の名称	
指導又は勧告に至る経緯	
公表の時期	年 月 日

3 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	年 月 日
提出先	

様式第23号（第12条関係）

公表に関する意見書

年 月 日

（宛先）入間市長

事業者 住所

（主たる事務所の所在地）

氏名

（名称及び代表者氏名）

連絡先

年 月 日付け 第 号の意見を述べる機会の付与通知書により通知されたことについて、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例第17条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

※ 添付書類 ①状況を説明できる書類

②その他市長が必要と認める書類